

**議第93号**

三島市体育施設条例の一部を改正する条例案

三島市体育施設条例（平成16年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2グラウンド等の利用料金の限度額等(1)三島市錦田グラウンド及び三島市文教テニスコート中

「

夜間	全日	
午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	1回
5,290円	2,110円	
7,410円	3,170円	
3,170円	4,230円	1,050円
4,760円	6,350円	1,580円
3,170円	4,230円	1,050円
4,760円	6,350円	1,580円

を

「

昼間	夜間	全日
午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	1回
2,110円	5,290円	
3,170円	7,410円	
4,230円		1,050円
6,350円		1,580円
4,230円		1,050円
6,350円		1,580円

に、

」

」

「

2 「1回」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までのそれぞれの時間帯における1回の利用をいう。

を

3 テニスコートの利用料金の限度額は、コート1面当たりの額とする。

」

「

2 「1回」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までのそれぞれの時間帯における1回の利用をいう。

3 テニスコートの利用料金の限度額は、コート1面当たりの額とする。

に

4 テニスコートを利用する場合で、市民が照明設備を使用するときにあつては1時間当たり500円（30分に満たないときは、250円）の電気料金を、市民以外の者が照明設備を使用するときにあつては1時間当たり750円（30分に満たないときは、370円）の電気料金を加算する。これらの場合において、1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。

」

改める。

## 附 則

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、平成31年4月1日以後の体育施設の利用に係る料金の額について適用し、同日前の体育施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

平成30年11月20日提出

三島市長 豊岡 武士